

イラク特措法の制定反対に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成15年 6 月30日

提出者

7番 梶 雅子

14番 三宅英子

16番 大野まさき

武蔵野市議会議長 田中節男 殿

イラク特措法の制定反対に関する意見書

小泉内閣は、現在開かれている国会を延長し、イラクに自衛隊を派遣する新たな臨時的法律、いわゆる「イラク特措法」を制定しようとしています。これは「人道・復興支援活動」の名のもとに、米英軍によるイラクへの武力行使と占領支配を追認し、その統治活動を支援することを目的とする法律です。

米英によるイラク先制攻撃には、正当な理由は見当たらず、20世紀において先人の努力により築かれてきた国際平和のルールを覆す戦争でした。

この無法で、非人道的な惨禍をもたらした侵略戦争を国際社会は絶対に追認してはなりません。戦争の最大の口実にされた大量破壊兵器は、いまだに発見されておらず、国連査察団の速やかな復帰によって真実を明らかにすることが必要です。

自衛隊派兵は、軍事占領を行っている米英軍による占領支配に参加するものであり、さらに自衛のための武器使用は、自衛隊がイラク国民に銃口を向けることにもなりかねません。したがって、自衛隊派兵はイラク国民の意思に基づく復興に逆行するものです。

これらの点で、同法の制定は憲法の平和原則とは相入れないものです。

既に、国連開発計画（UNDP）、世界食糧計画（WFP）、世界保健機関（WHO）、国連児童基金（UNICEF）、赤十字国際委員会（ICRC）などが救援活動を開始しており、日本を含む80数カ国のNGO（非政府組織）も活動しています。イラクへの人道支援というなら、こうした国連の枠組みでの支援への協力こそ必要です。

よって武蔵野市議会は、小泉内閣が提出予定の「イラク特措法」の制定に反対するとともに、政府に対し、憲法の平和的・民主的原則を守り、アジアと世界の平和に貢献する国づくりを進めることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成15年 6 月 日

武蔵野市議会議長 田 中 節 男

衆 議 院 議 長	} あて
参 議 院 議 長	
内 閣 総 理 大 臣	
外 務 大 臣	
内 閣 官 房 長 官	